

徳島県立吉野川高等学校の部活動に係る活動方針

1 本方針策定の趣旨等

(1) 部活動の意義

ア 運動部活動の基本的な考え

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全教職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。
- 生徒一人一人の実態に配慮しながら指導体制を整え、生徒の興味・関心を高め、体力や技能の向上を目指すとともに、責任感や連帯感の涵養を図り、協力する気持ちや他人を思いやる心を育てていく。
- 運動部活動をとおして経験し学んだことを、社会性の向上や卒業後の余暇活動及び生涯スポーツの取組につなげていく。

イ 文化部活動の基本的な考え

- 文化部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通じて、心や創造性の涵養を図るために極めて効果的な活動であることから、今後も計画的に実施する。
- 全教職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、文化部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な文化部活動の運営を図っていく。
- 生徒一人一人の実態に配慮しながら指導体制を整え、生徒が生涯にわたって文化・芸術等に親しむ基礎を培うことを目指すとともに、責任感や連帯感の涵養を図り、協力する気持ちや他人を思いやる心を育てていく。
- 文化部活動をとおして経験し学んだことを、社会性の向上や卒業後の余暇活動及び文化・芸術等の活動に親しむ基礎を形成するための取組につなげていく。

(2) 本方針策定の趣旨

- 徳島県教育委員会が策定した、「部活動の在り方に関する方針に則り」、部活動がより一層効率的、効果的に行われ、生徒の健全な成長を支え、これまで以上の成果が上がることを期待して「吉野川高等学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

2 適切な運営のための体制整備について

- 校長は、毎年度「部活動に係わる活動方針」を策定し、活動方針、活動計画、活動実績を学校ホームページを通じて公表する。
- 各部顧問は、年間指導計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)を作成し、校長に提出する。これを受け、校長は各部活動の「年間活動計画」をホームページを通じて公表する。

○部活動の適正な運営や効率的、効果的な活動を推進するため、校内に「部活動適正推進委員会」（以下推進委員会と略す）を設置し、コンプライアンス意識及び全体的な活動の更なる質の向上を図る。

※推進委員は、教頭(副校長)、特別活動課長、各学年主任、各部活動顧問、外部指導者で構成し、年2回開催し、運営方法について、検討、点検、協議及び総体総文祭前、指導者の研修などを行う。

3 合理的でかつ効率的、効果的な部活動推進のための取組

○部活動の実施にあたっては、スポーツ庁が作成した国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。なお、夏季の部活動においては、熱中症事故防止の徹底を図る。

○運動部においては県教育委員会が平成 26 年度に作成した「運動部活動指導方針」に則った指導を行い、文化部活動においてもその指針に準じ適宜指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

○学期中は、原則として週あたり2日間以上の休養日を設ける。(平日及び週休日にそれぞれ1日とし、週休日に活動する必要がある場合は休業日を平日に振り替える。)

○長期休業中の休業日も学期中に準じた扱いとし、適切な休業期間を設ける。

5 部活動の活動時間

○学期中の平日は、原則1日あたり2時間程度とする。

○学校の休業日及び長期休業中は、1日あたり3時間程度とする。

○1ヶ月以内に公式戦等がある場合、コンディショニング維持のため、活動時間の延長を弾力的に認める場合がある。